



薬食監麻発0912第2号

平成25年9月12日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

（ 公 印 省 略 ）

薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成25年厚生労働省告示第297号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事長宛てに当該通知の写しを送付したことを申し添える。

記

1 改正要旨

生物学的製剤基準（平成16年厚生労働省告示第155号）が改正されたことに伴い、当該基準内容の一部を準用する検定告示についても、検定を受けるべき医薬品、検定を受けるべき医薬品の手数料、検定基準及び試験品の数量の一部を改正したこと。

2 適用時期

公布日（平成25年9月12日）

3 標準的事務処理期間

検定を受けるべき医薬品から沈降はぶトキソイドを削除したことに伴い、標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号厚

収	受
平	25.9.20
薬第	号
大阪府	

生省薬務局長通知)の記の第一の2(1)に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。)は別紙のとおりとなるので、参考にされたい。

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (府令・省令)

○原子力災害対策特別措置法に基づき  
原子力事業者が作成すべき原子力事  
業者防災業務計画等に関する省令の  
一部を改正する命令  
(内閣府・原子力規制委一)

### (省令)

○安全な血液製剤の安定供給の確保等  
に関する法律施行規則の一部を改正  
する省令(厚生労働一〇三)

### (規則)

○原子力災害対策特別措置法に基づき  
原子力防災管理者が通報すべき事象  
等に関する省令の一部を改正する規  
則(原子力規制委一四)

### (告示)

○生物学的製剤基準の一部を改正する  
件(厚生労働二九四)  
○厚生労働大臣が指定する生物由来製  
品及び特定生物由来製品の一部を改  
正する件(同二九五)

○国立感染症研究所試験検査依頼規程  
の一部を改正する件(同二九六)  
○薬事法第四十三条第一項の規定に基  
づく検定を要するものとして厚生勞  
働大臣の指定する医薬品等の一部を  
改正する件(同二九七)  
○原子力災害対策特別措置法第六條の  
二第一項の規定に基づき、原子力災  
害対策指針を改正したので、同条第  
三項の規定に基づき、公示する件  
(原子力規制委一五)  
○原子力災害対策特別措置法に基づき  
原子力防災管理者が通報すべき事象  
等に関する規則第三條の二の規定に  
基づく測定設備を定める件(同二六〇)

### (公告)

#### 諸事項

裁判所  
破産、免責関係  
特殊法人等  
独立行政法人国立文化財機構出品預  
証書紛失に伴う証書の無効、独立行  
政法人水産大学校平成二十四事業年  
度財務諸表、土地家屋調査士名簿登  
録等関係  
地方公共団体  
教育職員免許状失効、行旅死亡人関  
係  
会社その他  
会社決算公告

## 府令・省令

○内閣府令第一号  
原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、並びに原子力災害  
対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第七條第一項、第十條第一項並びに第十一條第二項  
及び第三項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事  
業者防災業務計画等に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。  
平成二十五年九月十二日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
原子力規制委員会委員長 田中 俊一

### 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令(平成二十四年 文部科学省令第四号)の一部を次のように改正する。

#### 題名を次のように改める。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令  
第一条中「省令」を「命令」に改める。

第二条第一項中第四十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「令第四号第四項各号に掲げる事象(以下「特定事象」という。）」を「特定事象」に改め、同号と同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合(令第四号第四項各号に掲げる事象(以下「特定事象」という。))及び原子力緊急事態が発生した場合を除く。における原子力規制委員会との連携に係る原子力事業者が行う措置(原子力緊急事態解除宣言をするまでの措置に限る。)に関すること。

第二条第二項中「設置する者」の下に「(第八号に掲げる事項については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成二十四年文部科学省令「経済産業省令第二号。以下「通報事象等規則」という。))第七條第一号八及びへに規定する原子力炉を設置する者を含む。」を加え、同項に次の一号を加える。

八 重要区域(安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。))を設置する区域をいう。の位置及び安全機器等の一覧

第三条第一項中「第四條第一項」を「次條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定によることができない場合には、通報は、別記様式第二に掲げる事項について行つた旨を直ちに通報先に対し確認することにより行わなければならない。

第四条第一項の表中「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令(平成二十四年文部科学省令「経済産業省令第二号。以下「通報事象等省令」という。))」を「通報事象等規則」に、「通報事象等省令第二條第一項第五号」を「通報事象等省令第二條第一項第五号」を「通報事象等規則第二條第一項第五号」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第四項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項に、「大規模原子炉施設(通報事象等省令第七條第一号イに規定する大規模原子炉施設をいう。))」を「通報事象等規則第七條第一号イから二まで及びへに規定する原子炉」に、「通報事象等省令第七條第一号八」を「通報事象等規則第七條第一号子」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。





## (別紙) 医薬品の検定に係る標準処理期間

製剤		標準処理期間 (日)
インフルエンザワクチン		60
インフルエンザHAワクチン		80
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35
	最終段階	35
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)		35
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン		100
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスエソウマ抗毒素 (ガスエソ抗毒素)		70
乾燥ガスエソウマ抗毒素 (乾燥ガスエソ抗毒素)		70
不活化狂犬病ワクチン		70
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン		80
コレラワクチン		60
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)		70
ジフテリアトキソイド		70
沈降ジフテリアトキソイド		70
成人用沈降ジフテリアトキソイド		70
ジフテリア破傷風混合トキソイド		70
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		70
水痘抗原		40
乾燥弱毒生水痘ワクチン		60
腸チフスパラチフス混合ワクチン		60
精製ツベルクリン (一般診断用)		80
痘そうワクチン (痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン (乾燥痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60

製剤	標準処理期間（日）
日本脳炎ワクチン	80
乾燥日本脳炎ワクチン	80
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80
肺炎球菌ワクチン	60
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60
破傷風トキソイド	70
沈降破傷風トキソイド	70
乾燥はぶウマ抗毒素（乾燥はぶ抗毒素）	70
沈降はぶトキソイド	50
沈降B型肝炎ワクチン	80
沈降B型肝炎ワクチン（h u G K - 1 4 細胞由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来）	80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・H B s 抗原含有B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80
乾燥B C G 膀胱内用（コンノート株）	80
乾燥B C G 膀胱内用（日本株）	80
乾燥B C G ワクチン	80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）	80
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）	80
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70
百日せきワクチン	100
沈降精製百日せきワクチン	100
百日せきジフテリア混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40
百日せきジフテリア混合ワクチン（最終段階）	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60

製剤		標準処理期間（日）
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）		100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）		40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）		60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）		130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）		40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）		60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階）		110
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）		130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）		60
発しんチフスワクチン		70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）		70
経口生ポリオワクチン	中間段階	160
	最終段階	70
不活化ポリオワクチン（ソークワクチン）		70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）		70

製剤	標準処理期間（日）
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70
ワイル病秋やみ混合ワクチン	70
加熱人血漿たん白	50
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	50
人免疫グロブリン	60
アルキル化人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH4処理酸性人免疫グロブリン	60
乾燥pH4処理人免疫グロブリン	60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D（Rh <sub>o</sub> ）人免疫グロブリン	50
乾燥抗D（Rh <sub>o</sub> ）人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	60
人ハプトグロビン	60

（備考）再抜き取り、再試験に要する期間を含まない。